

神戸市特殊建築物等定期調査報告に係る報告書提出状況等の公表に関する要綱

平成 29 年 6 月 1 日 住宅都市局長決定

平成 31 年 4 月 1 日 建築住宅局長改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づく市長に対する特殊建築物等定期調査の結果の報告に係る定期調査報告書（以下「報告書」という。）の提出状況等の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表対象建築物)

第 2 条 公表の対象となる建築物は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 16 条第 1 項に定める建築物及び神戸市建築基準法施行細則（昭和 37 年 4 月規則第 25 号。以下「細則」という。）第 7 条第 2 項の規定により指定する建築物（以下「特殊建築物等」という。）のうち、市長が報告書を受理した特殊建築物等及び報告を免除された特殊建築物等（建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 5 条第 1 項に規定により同項各号のいずれかに該当する場合においてその直後の時期を除く対象建築物を除く。）とする。

(公表する事項)

第 3 条 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特殊建築物等の名称
- 二 特殊建築物等の所在地
- 三 特殊建築物等の主要用途
- 四 報告書を受理又は免除の別
- 五 その他建築住宅局長が必要と認める事項

(公表期間)

第 4 条 公表する期間は、当該特殊建築物等の報告年度の 3 月から 6 年間とする。

2 公表期間内に公表事項の変更があった場合は、速やかに当該事項を更新するものとする。

(公表方法)

第 5 条 公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 インターネットを利用して神戸市ホームページにおいて閲覧に供する。
- 二 建築住宅局建築指導部安全対策課において閲覧に供する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。